

## 規制影響分析書

「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続  
及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置」について

平成 23 年 3 月

雇用均等・児童家庭局保育課(橋本 泰宏課長)

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室(黒田 秀郎室長)

## 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

## 【政策体系】

基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する

施策大目標 1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援  
施策の充実を図る施策中目標 4 就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する

## 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

小学校就学前の子どもを育てる家庭における共働き世帯の増加等を背景に、都市部を中心とした保育所入所待機児童の問題が喫緊の政策課題となっており、平成 23 年 4 月 1 日の時点では、待機児童数は 25,556 人にも及んでいます。保育所数や保育所の定員については、毎年増加しているものの、待機児童対策の抜本的な解決までには至っていません。

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもをもつ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育に係る給付を受けられるよう市町村に認定の申請を行うこと等を規定します。この認定により、小学校就学前の子どもをもつ保護者が給付を受ける資格要件に該当しているかどうか確認され、客観的に保育の必要性が判断された者については、公的給付を受けることができる地位が付与され、教育・保育の保障につながると考えられます。

また、同法では、事業者指定制度を創設します。これにより多様な事業主体の保育事業への参入が促進され、質の確保された保育の量的拡大が図られ、良質かつ適正な教育・保育の提供の確保につながり、待機児童の解決に寄与すると考えられます。

## 【規制の必要性について】

## ・支給認定手続の創設

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもをもつ保護者が、同法に規定する子どものための教育・保育給付を受ける際には、支給認定手続を行うこととし、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において保育を受けることが困難と認めるときは、保育必要量の認定を受けることとしています。

支給認定手続を行うことにより、給付を受ける資格要件に該当しているかどうかを確認することができます。

保育必要量の認定においては、需要を明確化するとともに、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的給付を受けることができる地位を付与するという観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする必要があり、この認定に係る申請手続が必要となります。

また、給付が確実かつ適正に実施されるためには、認定を行う市町村が、保護者の状況を随時確認するための保護者からの現況の届出が必要となります。

## ・事業者指定制度の創設

多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図るためには、指定制度を導入する必要があるとともに、指定を受ける事業者については、客観的基準を満たした施設や事業であることを、指定・指導監督主体が確認する必要があります。

また、利用対象者が自らの思慮判断によって自己の利益を守ることができない小学校就学前の子どもであることから、適切に保護をする必要性があり、指定制度によって質の確保された施設・事業であることを担保する必要があります。

## (現状・問題分析に関連する指標)

	指標	H18	H19	H20	H21	H22
1	保育所入所待機児童数	19,794	17,926	19,550	25,384	26,275
2	保育所数	22,699	22,848	22,909	22,925	23,068
3	保育所定員	2,079,317	2,105,254	2,120,934	2,132,081	2,157,890
(調査名・資料出所、備考等) ・保育所入所待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ) ・保育所数、保育所定員 ・・・・H20年以前－社会福祉行政業務報告(厚生労働省統計情報部) ・・・・H21年以降－福祉行政報告例(概数)(厚生労働省統計情報部)						

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

## (1) 内容・目的

## ○ 規制の内容

## 【支給認定手続の創設】

子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者は、市町村に対して支給認定に係る申請をすること、また、認定を受けた保護者は、市町村長に対し、保護者の労働又は疾病の状況等の現況の届出を行うことを規定します。

## 【事業者指定制度の創設】

給付の対象となる指定教育・保育を提供しようとするこども園の設置者等は、申請を行い、市町村長の指定を受けることを規定します。また、指定を受けたこども園の設置者等は、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すことを規定します。

なお、指定制度の一環として、指定・指導監督主体に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を規定します。

## ○ 規制の目的

## 【支給認定手続の創設】

小学校就学前の子どもをもつ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育に係る給付を受けられるよう市町村に認定の申請を行うこと等を規定します。この認定により、給付を受ける資格要件に該当しているかどうか確認し、客観的に保育の必要性が判断された子どもについては、公的給付を受けることができる地位が付与されます。

## 【事業者指定制度の創設】

給付の対象となる事業者等が指定基準に従い適正に事業を行うよう指定・指導監督等を行います。これにより、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図り、良質かつ適正な教育・保育の提供の確保につながります。

## (2) 根拠条文

子ども・子育て支援法 第 20 条、第 22 条～第 24 条、第 31 条～第 37 条、第 39 条～第 41 条、第 44 条～第 49 条、第 51 条～第 53 条

## 3. 便益及び費用の分析

\* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

\* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

## (1) 期待される便益

## 【国民への便益】（便益分類：A）

## 【支給認定手続の創設】

保育必要量の認定により、需要が明確化されるとともに、客観的に保育の必要性が判断された子どもについては、公的給付を受けることができる地位が付与されます。

#### 【事業者指定制度の創設】

指定制度の導入により、客観的な基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入が認められるとともに、株式会社、NPO 等、多様な事業主体の参入も認められ、保育の量的拡大が図られ、都市部を中心とした待機児童問題に対する対策につながります。

### 【社会への便益】（便益分類：A）

---

#### 【支給認定手続の創設】

保護者が市町村に認定申請等を行い、市町村が客観的な基準に基づき、教育・保育の必要性を認定する仕組みとすることにより、不正受給の防止等につながり、教育・保育に係る給付が確実かつ適正に受けられるようになります。

#### 【事業者指定制度の創設】

客観的な基準を満たした事業者を指定し、指導監督等を行うことにより、悪質な事業者の排除等につながり、良質かつ適正な教育・保育の提供が確保されます。

## （2） 想定される費用

---

### 【遵守費用】（費用分類：C）

---

#### 【支給認定手続の創設】

給付を受けるにあたり、保育を必要とする子どもをもつ保護者については、従前と同様に市町村への申請手続を行うことに変わりはありませんが、保育を必要としない子どもをもつ保護者については、新たに市町村での認定等の申請手続を行う負担が生じます。なお、制度施行の際、現に幼稚園・保育所を利用している子どもに関する認定については、必要な準備期間を設けつつ、簡素な手続となるよう検討します。

#### 【事業者指定制度の創設】

事業者等については、給付の対象となる教育・保育を提供するため、指定基準を満たすための負担、指導監督等を受ける負担が生じます。なお、制度施行時の経過措置として、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園の指定があったものとみなします。

### 【行政費用】（費用分類：C）

---

#### 【支給認定手続の創設】

市町村が認定等を行うにあたり、保育を必要とする子どもをもつ保護者については、従前と同程度の事務負担のままですが、保育を必要としない子どもをもつ保護者については、新たに市町村での認定等の事務負担が生じます。なお、制度施行の際、現に幼稚園・保育所を利用している子どもに関する認定については、必要な準備期間を設けつつ、簡素な手続となるよう検討します。

#### 【事業者指定制度の創設】

指定・指導監督主体は、指定基準を満たす事業者等を新たに指定する事務が生じますが、これまでも認可・届出施設等に対しては指導監督等を行っており、事務負担はほぼ同等となります。なお、制度施行時の経過措置として、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園の指定があったものとみなします。

#### 【その他の社会的費用】（費用分類：B）

---

##### 【支給認定手続の創設】

その他の社会的費用は新たに発生しません。

##### 【事業者指定制度の創設】

その他の社会的費用は新たに発生しません。

### （3） 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

---

本規制により、保護者が市町村に認定申請等を行い、市町村が客観的な基準に基づき、教育・保育の必要性を認定する仕組みとすることにより、不正受給の防止等につながり、教育・保育に係る給付が確実かつ適正に受けられるようになります。

また、客観的な基準を満たした事業者を指定し、指導監督等を行うことにより、悪質な事業者の排除等につながり、良質かつ適正な教育・保育の提供が確保されます。

これらのことにより、本規制の新設により遵守費用等は一定程度生じるものの、本規制は、子どもの健やかな育ちと、出産・子育て等の希望がかなう社会の実現に寄与するものであり、かかる費用に比べ便益は大きいものと言えます。



## 4. 代替案との比較考量

---

### (1) 想定される代替案

---

#### 【支給認定手続の創設】

支給認定手続を設けず、こども園等を利用した場合に、給付を行うこととします。

#### 【事業者指定制度の創設】

小学校就学前の子どもが利用した施設・事業について、その教育・保育に係る提供体制等に関わらず給付を行うものとします。

### (2) 代替案の便益及び費用の分析

---

\* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

\* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

#### ① 期待される便益

---

##### 【国民への便益】（便益分類：C）

---

#### 【支給認定手続の創設】

認定申請等の手続を設けない場合、保護者においては、子どもの状況に応じた教育・保育に係る給付を受けることができず、また、市町村においては教育・保育の必要量を把握することができず、保護者が施設等を利用する際に、市町村が利用の調整等を行うことができなくなります。

#### 【事業者指定制度の創設】

指定・指導監督等を行わない場合、給付を受ける事業者等が良質かつ適正な教育・保育を提供することが担保されず、利用者が不利益を被ることになる恐れがあります。

##### 【社会への便益】（便益分類：C）

---

#### 【支給認定手続の創設】

認定申請等の手続を設けない場合、給付を受ける資格要件に該当しているかどうかの確認ができず、教育・保育に係る給付の適正性が担保されません。

#### 【事業者指定制度の創設】

指定・指導監督等を行わない場合、給付を受ける事業者等が良質かつ適正な教育・保育を提供することが担保されません。

## ②想定される費用

### 【遵守費用】（費用分類：B）

#### 【支給認定手続の創設】

新たな遵守費用は生じません。

#### 【事業者指定制度の創設】

新たな遵守費用は生じません。

### 【行政費用】（費用分類：B）

#### 【支給認定手続の創設】

新たな行政費用は生じません。

#### 【事業者指定制度の創設】

新たな行政費用は生じません。

### 【その他の社会的費用】（費用分類：C）

#### 【支給認定手続の創設】

認定申請等の手続を設けない場合、保護者は子どもの状況に応じた教育・保育に係る給付を受けることができず、また市町村は教育・保育の必要量を把握することができず、保護者が施設等を利用する際に、市町村が利用の調整等を行うことができなくなります。

#### 【事業者指定制度の創設】

指定・指導監督等を行わない場合、給付を受ける事業者等が良質かつ適正な教育・保育を提供することが担保されず、利用者が不利益を被ることになる恐れがあります。

## ③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

代替案では、遵守費用、行政費用について、新たな負担が発生することはありませんが、給付の適正化、良質かつ適正な教育・保育の確保を担保することはできず、利用する者等が不利益を被る恐れがあります。

本規制の新設により遵守費用等は一定程度発生するものの、制度の安定的な運営、良質かつ適正な教育・保育の提供の確保に資するものであり、政策目的を達成するための適切な手段であると考えられます。したがって、本規制の新設は妥当であると考えます。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等により構成される「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム」において、平成 24 年 2 月 13 日にとりまとめられた「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」

において、本規制に係る保育の必要性の認定の仕組み、事業者指定制度の創設について明記しています。

## 6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

---

本法案では、法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。